

令和 7 年度五所川原市公用車広告掲載募集要領

1 募集内容

No	車両種類	掲載位置	広告規格 (縦×横)	1 ヶ月あたりの 掲載料	掲載期間
1	普通乗用自動車 (トヨタ プリウス)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
2	軽乗用自動車 (ダイハツ アトレーワゴン)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
3	軽乗用自動車 (ダイハツ ミライース①)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
4	軽乗用自動車 (ダイハツ ミライース②)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
5	軽乗用自動車 (ダイハツ ミライース③)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
6	軽乗用自動車 (三菱 eK ワゴン①)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
7	軽乗用自動車 (三菱 eK ワゴン②)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
8	軽乗用自動車 (ホンダ N ワゴン)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
9	軽乗用自動車 (日産 ルークス)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
10	軽乗用自動車 (日産 デイズ)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
11	軽貨物自動車 (ダイハツ ハイゼット①)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
12	軽貨物自動車 (ダイハツ ハイゼット②)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
13	軽貨物自動車 (ダイハツ ハイゼット③)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
14	軽貨物自動車 (ダイハツ ハイゼット④)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
15	軽貨物自動車 (ダイハツ ハイゼット⑤)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31
16	軽貨物自動車 (ダイハツ ハイゼット⑥)	両側面	40cm×60cm	1, 0 0 0 円	R7. 4. 1～R8. 3. 31

2 広告掲載内容の制限

五所川原市広告掲載取扱要綱第 3 条（広告の範囲）によります。

3 申込資格

市内に本店、支店、営業所又は出張所を有する事業者（法人及び個人事業者）

4 申込方法

(1) 提出書類

- ア 五所川原市公用車広告掲載申込書（様式第1号）
- イ 市税納税証明書（滞納がない証明）
- ウ 広告掲載見本（A4規格に縮小し、カラー印刷したもの）
- エ 企業概要がわかる書類（商業・法人の登記事項証明書又は企業等のパンフレットや冊子、ホームページに掲載している概要をプリントしたものでも可、作成していない場合は、事業所名、代表者名、所在地及び連絡先を明記したものを提出してください。）

(2) 提出期間等

- ア 申込期間 令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）（土日祝日を除く。）

※申込期間終了後は、先着順にて募集します。

- イ 提出先 五所川原市役所 総務部管財課管財係 市庁舎2階
- ウ 提出方法 書類持参の上、管財課まで提出

5 決定方法

- (1) 申込者の広告内容を審査し、その内容が適切であると認めたときは、当該申込者を掲載者として決定します。なお、複数の応募があった場合は、当該事務に関係のない市職員のくじ引きにより決定します。
- (2) 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を五所川原市公用車広告掲載決定通知書又は五所川原市公用車広告不掲載決定通知書により申込者に送付します。

6 広告の作成等

- (1) 広告は、掲載者の責任において作成し、その費用はすべて掲載者の負担とします。また、公用車への掲載及び撤去についても掲載者の負担及び責任において行うものとします。
- (2) 掲載者は、広告の掲載及び撤去を行うときは、公用車の用途及び運行業務に支障を来さないよう日程、工程等を市と協議し、市の指示に従ってください。
- (3) 広告の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは、当該掲載者が経費を負担して原状回復するものとします。

7 広告物の修復

- (1) 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告物を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等市の責に帰すべき理由により広告物が毀損又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行います。（修理期間中及び定期点検期間中の掲載料については、返還の対象となりません。）
- (2) 経年に起因する広告物の色あせ及び剥がれなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象となりません。

8 要綱・要領・基準

応募に当たって、次の要綱、要領及び基準等の規定を遵守してください。

- (1) 五所川原市公用車広告掲載取扱要綱
- (2) 令和7年度五所川原市公用車広告掲載募集要領
- (3) 五所川原市公用車広告掲載実施要領
- (4) 五所川原市公用車広告掲載基準

9 問合せ先 五所川原市役所 総務部管財課管財係

所在地 〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1

電話 0173-35-2111（内線2173）